

北見赤十字病院労働組合 執行委員長 久手堅 君子から、令和5年（2023年）10月27日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2022年）10月30日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 全日赤2023年秋年末北見単組職場要求
- 2 日 時 2023年11月9日 午前0時以降本件の完全解決まで
- 3 場 所 北見赤十字病院組合、組合員の従事する全職場
- 4 概 要 前記場所の全体または一部で、全面ストまたは部分ストをはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のため、一切の争議行為を単独又は併用して行う。

但し、救急患者及び入院中重症患者のため保安要員若干名を除く。